

山口テクノパーク等排水施設管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口テクノパーク及び山口テクノ第2団地の排水施設（以下「排水施設」という。）の使用及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(排水設備等の設置)

第2条 山口テクノパークまたは山口テクノ第2団地に工場、事業場等の建築物を所有する者は、排水を排水施設に流入させるために必要な排水管、排水管渠その他の排水設備（以下「排水設備等」という。）を設置しなければならない。

(設置の届出)

第3条 排水設備等の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、法定諸届出前に、排水設備設置（変更）届出書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して市長に届け出なければならない。届出事項の変更（軽微な変更を除く。）を行おうとするときも、同様とする。

(使用開始等の届出)

第4条 排水施設を使用する者（以下「使用者」という。）が、排水施設の使用を開始並びに休止、廃止及び休止している施設の使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ排水施設使用開始等（変更）申出書（別記様式第2号）により、その旨を市長に申し出なければならない。申し出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水施設の維持管理)

第5条 市長は、効率的かつ経済的な管理の下に排水施設の維持管理事業（以下「維持管理事業」という。）を行うものとする。

(負担金)

第6条 使用者は、当該維持管理事業に要する費用を負担しなければならない。

(負担金の額)

第7条 使用者の各年度の負担金の総額は、次に掲げる維持管理事業の区分に応じ、それぞれ当該維持管理事業に要する費用の範囲内において市長が定める額（以下「事業別の負担金総額」の合計額とする。

(1) 各年度毎に行う経常的な維持管理事業

(2) 大規模修繕等の臨時的な維持管理事業

第8条 使用者の各年度の負担金の額は、前条各号に規定する維持管理事業の

区分に応じ、次の式によって計算して得た額の合計額とする。

$$\text{各年度の事業別の負担金総額} \times \frac{\text{使用者の排水量}}{\text{総排水量}}$$

(排水量)

第9条 前条に規定する総排水量及び使用者の排水量は、当該年度1年間の排水量（前条第2号の維持管理事業の場合にあっては、当該年度を含む前3年間の排水量を平均して得た1年間当たりの排水量）とする。

2 使用者が排除した排水量の算定は、次の各号の定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、山口市水道事業給水条例（平成5年条例第12号）第27条から第29条までの規定により算定した水量とする。ただし、2人以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合はその使用水量とし、使用水量は、使用者の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 前2号の規定により算定または認定された水量と排水施設に排除する排水の量が著しく異なる場合は、申告に基づいて市長が改めて認定する。

(負担金の通知及び納入)

第10条 市長は、前8条の規定により、その年度の負担金の額を定めたときは、当該負担金の額及びその納入期日等を使用者に通知するものとする。

2 使用者は、負担金の納入の通知を受けた日から30日以内に、負担金を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(負担金の減免)

第11条 市長は、天災その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、負担金を減免するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市の山口テクノパーク等排水施設管理要綱の規定によりなされた処分、手続その他行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 当分の間、この要綱中、第8条に規定する使用者の負担金の額の計算については、同条の規定にかかわらず、使用者が当該年度に排除した排水量に1

立方メートル当たり 1 2 円 6 0 銭を乗じて得た額に消費税額を加算した額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

なお、前段の 1 立方メートル当たりの負担金の額の単価については、山口テクノパーク及び山口テクノ第 2 団地の企業立地率に大幅な変動があったとき、または第 7 条に規定する維持管理事業の総額に大幅な変動があったときは見直しをするものとする。

別紙様式第1号

排水設備設置(変更)届出書

年 月 日

山口市長 様

届出者^(※)

排水設備の新設(増設・改築)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
工事期間			
特定事業所等	非該当	排水量50t/日以上	特定事業所
敷地面積			
建物面積			
従業員数			
排出水量			

(注) (1) 平面図、構造図を添付すること。

(2) 浄化槽法に基づく届出書の写を添付すること。

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

別紙様式第2号

排水施設使用開始等(変更)申出書

年 月 日

山口市長 様

届出者(※)

山口テクノパーク排水施設管理要綱に基づき、山口テクノパーク排水施設を使用したく申し出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
申請区分	使用 (開始 休止 廃止)
開始等年月日	
使用水の種別	水道 その他 ()

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。